

共同利用の手引き

紹介患者診療型共同利用

医療機器利用型共同利用

研修参加型共同利用



青森市民病院

令和元年8月

青森市民病院 共同利用の手引き

目次

- 1 地域医療支援病院とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 制度概要
 - (2) 地域医療支援病院の主な承認要件

- 2 共同利用のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 目的
 - (2) 共同利用制度
 - (3) 紹介患者診療型共同利用時の登録医の遵守事項
 - (4) 報酬
 - (5) 事故

- 3 医療機関・医師の登録制度にご登録いただいた場合・・・・・・・・ 3
 - (1) 病床の共同利用
 - (2) 診療予約・共同利用機器のご利用案内
 - (3) 地域の医療従事者に対する研修の実施

- 4 利用医師等登録制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 事前登録
 - (2) 登録名
 - (3) 登録の対象医療機関
 - (4) 登録の申請
 - (5) 登録医証の発行
 - (6) 登録有効期間
 - (7) 情報の共有
 - (8) 登録内容の変更・辞退

- 5 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）・・・・・・・・・・ 5
 - (1) はじめに
 - (2) 利用出来る対象者
 - (3) 事前申し込みについて
 - (4) 共同利用のための病床
 - (5) 事前調整
 - (6) 共同診療当日
 - (7) 共同利用後の報告

6	医療機器利用型共同利用（機器共同利用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6~10
	【診療予約・共同利用機器のご利用案内】	
	① 診療予約申し込み	
	② CT・MRI・RI等の検査と放射線科診療（読影）の申し込み	
	③ 医療機器の共同利用申し込み（CT・MRI・RI検査等、血液ガス分析検査）	
7	研修参加型共同利用（研修会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	（1）はじめに	
	（2）対象研修会・研究会と利用対象者	
	（3）利用時の手続き	
8	別紙（様式）	
	（1）共同利用制度登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	（2）連携医療機関登録証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（3）登録医証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9	資料	
	（1）青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項・・・・・・・・	15
	（2）利用医師等登録医制度に関する要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	（3）紹介患者診療型共同利用に関する要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	（4）医療機器利用型共同利用に関する要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	（5）研修参加型共同利用に関する要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	（6）青森市民病院地域医療連携推進協議会実施要項・・・・・・・・・・	20
	（7）青森市民病院教育委員会設置要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

1 地域医療支援病院とは

(1) 制度概要

地域の病院、診療所などを後方支援するという形で医療機関の機能の役割分担と連携を目的に平成9年に制度化されました。

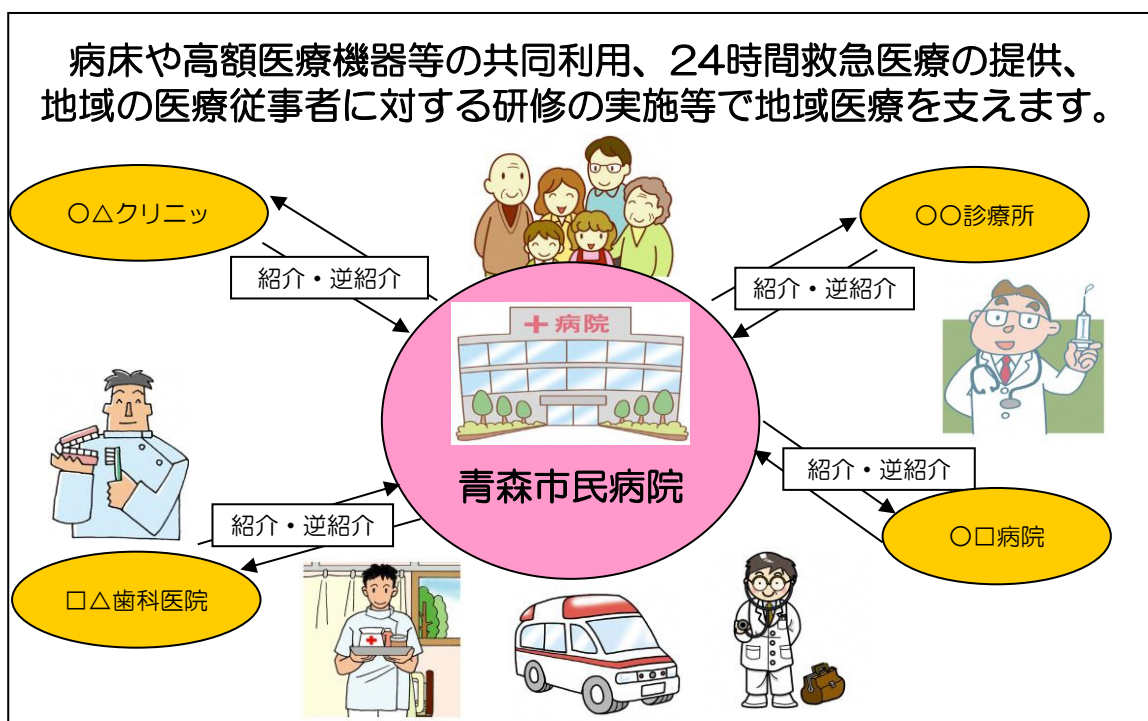
高度な医療を提供し、地域医療を支える病院として県知事の承認を受け、その位置づけが明確になることで、市民・利用者がより安心して暮らせることとなります。

(2) 地域医療支援病院の主な承認要件

- ① 原則として200床以上
- ② 紹介患者に対する医療提供
前年度の患者紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 等
- ③ 病床や高額医療機器等の共同利用
- ④ 地域の医療従事者に対する研修の実施
- ⑤ 救急用又は患者搬送用自動車等諸施設の設置 ほか

上記の共同利用については、二次医療圏における医療機関・医師の登録制度により実施することとなります。

したがいまして、関係医療機関・医師各位の皆様には是非ご登録していただき、共に地域医療を支えていきたいと考えております。



<患者様の利点>

各医療機関と当院での診療がより継続的に行われることから、一貫した治療ができる

<登録される医療機関・医師の利点>

入院中も紹介患者様の状態を把握できるので、退院後の診療に役立つ

<当院の利点>

症状が落ち着いた患者様を登録される医療機関に任せることが出来、本来の機能である高度で専門的な医療に専念できる

2 共同利用のために

(1) 目的

青森市民病院（以下病院）がこの地域（二次保健医療圏青森地域）の医療従事者に施設・機器を開放してそれらを共同利用（共同利用制度）することにより、診療・研修の機会を提供し、地域の医療機関とさらなる連携の下に住民に良質な医療を提供すること、および地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とします。

(2) 共同利用制度

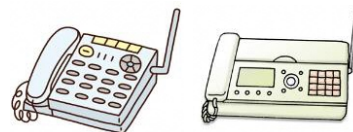
次の3つのタイプの共同利用制度により運営します。

- ① 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）
- ② 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）
- ③ 研修参加型共同利用（研修会）

なお、施設及び機器を共同利用する医師は事前の登録を必要としますが、研修会に参加する場合は特に事前登録の必要はありません。

(3) 紹介患者診療型共同利用時の登録医の遵守事項

- ① 利用に際しては地域医療連携室（利用方法等については別に定める）で受け付けてから利用します。



- ② 着用する白衣は持参していただきます。
- ③ 発行された「登録医証」を必ず白衣の胸に付けていただきます。



- ④ 登録医は紹介して共同診療する患者様に関する情報を、当院主治医と共有することができます。
- ⑤ 院内の諸規則を遵守してください。

(4) 報酬

目的に鑑み、登録医に対する報酬等は、原則として支給しません。

(5) 事故

別途協議の上、対応します。

3 医療機関・医師の登録制度にご登録いただいた場合

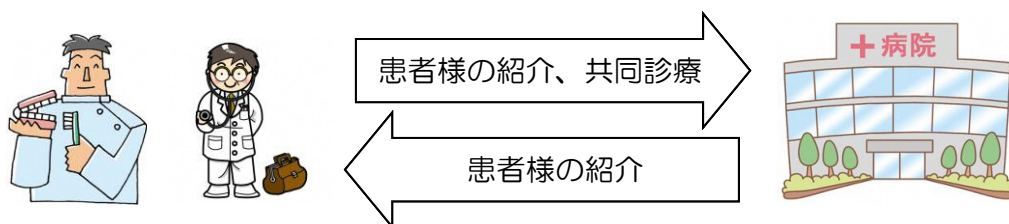
(1) 病床の共同利用

当院の開放病床を活用し、登録医は、当院にお越しいただき当院医師（主治医）と共同診療を行うことができます。

登録医になられても、共同診療を行うことは義務ではありませんので、これまでどおりご紹介いただければ共同診療にお越しいただく必要はありません。

青森市民病院が地域医療支援病院として、「登録医師・歯科医師の名簿等」を東北厚生局に届け出ることにより、ご紹介いただく際の「診療情報提供料(I)：250点」の他に、「開放型病院共同指導料(I)：350点」が算定可能です。

算定の際、「訪問して指導した旨」を青森市民病院のカルテと登録医療機関のカルテの両方に記載しておくことが必要であり、「開放型病院共同指導料(I)」を算定した場合は、初診料、再診料、外来診療料、往診料及び在宅患者訪問診療料等は算定できません。入院中の患者様には登録医療機関より請求を行うこととなります。



診療情報提供料(I)、開放型病院共同指導料(I)等を算定可能

(2) 診療予約・共同利用機器のご利用案内

当院のCT・MRI・骨塩定量などの検査機器を共同利用することができます。多様化する診療に適した利用方法をお選び下さい。

共同利用の場合、制度上、登録医療機関の患者様となりますので、検査結果資料等の説明や費用の請求は登録医療機関で行うこととなります。

ただし、当院では、既に二次保健医療圏青森地域内に限定せず、当院以外の医療機関より事前に電話予約を行っていただくことで、放射線機器等の予約枠を確保し検査等に対応しており、地域医療支援病院となりましても従来どおり対応しています。併せて活用をご検討ください。

当院のCT・MRI・骨塩定量などの検査機器を利用可能

(3) 地域の医療従事者に対する研修の実施

青森市民病院の行う研修会・研究会へ参加いただけます。

登録医でなくても参加できますので、是非ご参加ください。

地域の医療従事者が会する研修会への参加が可能

4 利用医師等登録制度

(1) 事前登録

研修会への参加を除いて施設・機器の利用に際しては、事前に登録（無料）を必要とします。

今まで一度も患者様を紹介したことがなくても登録医になることは出来ますので、是非ご登録をお願いします。



(2) 登録名

紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関・医師名をもって登録します。

(3) 登録の対象医療機関

原則として二次保健医療圏青森地域にある全医療機関とします。



(4) 登録の申請

① 共同利用制度の利用のために登録を行おうとする医療機関は「共同利用制度登録申請書」により院長に登録申請を行ってください。

【別紙 1参照】

② 院長が審査し承認した場合は「共同利用制度登録機関名簿」に医療機関名及び医師名などを登録して当該医療機関へ「連携医療機関登録証」を送付します。

【別紙 2参照】

(5) 登録医証の発行

「共同利用制度登録機関名簿」に登録された医師（以下「登録医」という）には「登録医証」を発行します（登録医証の管理は地域医療連携室で行います）。

【別紙 3参照】

(6) 登録有効期間

登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、医療機関からの申し出がない限り次年度以降において毎年更新します。

(7) 情報の共有

登録医は当院に紹介した患者様に関して、当院主治医と共に情報を共有することができます（共同診療・機器共同利用）。

(8) 登録内容の変更・辞退

登録内容に変更あるいは辞退の場合には登録医療機関の代表者から速やかに院長宛にお知らせください（任意様式による文書でお願いします）。



5 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）

（1）はじめに

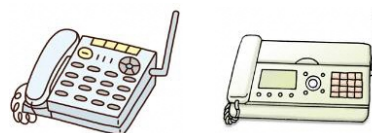
地域医療機関からご紹介頂き入院した患者様の診療について、院内主治医は紹介医（かかりつけ医）の立場を尊重します。紹介医から情報をご提供いただき、共同診療により当該患者様について検討・指導を進め、退院後においても、かかりつけ医が円滑に診療できるようにします。

（2）利用出来る対象者

当該共同利用制度を利用出来る医療従事者は登録された医療機関の登録医とします。

（3）事前申し込みについて

事前に院内主治医と相談の上、診療日などをお決めください。
申し込みは、地域医療連携室で受付します。



（4）共同利用のための病床

共同利用病床は原則として5階東病棟とします。

（5）事前調整

当該共同利用を行おうとする登録医は予め院内主治医と事前調整をしてください。



（6）共同診療当日

登録医は「地域医療連携室」において登録医証を受け取り、持参した白衣の胸に付けて共同診療を行ってください。ただし、診療に当たっては、指示等は院内主治医の責任において行うものとします。

（7）共同利用後の報告

共同利用を行った登録医は、当日の共同利用終了時に「地域医療連携室」備え付けの報告記録簿に必要事項を記入してください。



6 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）

【診療予約・共同利用機器のご利用案内】

青森市民病院は、地域医療施設のニーズに対応すべく、地域医療の支援体制を3タイプに分け連携強化に努めてまいります。下記のご希望のタイプからご選択いただきますようお願い申し上げます。

患者の診療を行ってほしい。検査の内容もお任せする。

① 診療予約申し込み（7ページ参照）

- ・紹介患者様の診療すべてを一任される場合です。
- ・従来どおり地域医療連携室にお申込みください。

CT・MRI・RI検査を行い、診療（読影）をお願いしたい。

② CT・MRI・RI等の検査と放射線科診療（読影）の申し込み（8ページ参照）

- ・従来どおりのCT・MRI・RI検査と検査判読を含め依頼する場合です。
- ・同時申し込みはCTとRI、MRIとRIに限らせていただきます。CTとMRIは日を改めてお願いいたします。
- ・診療放射線部へ予約いただきます。

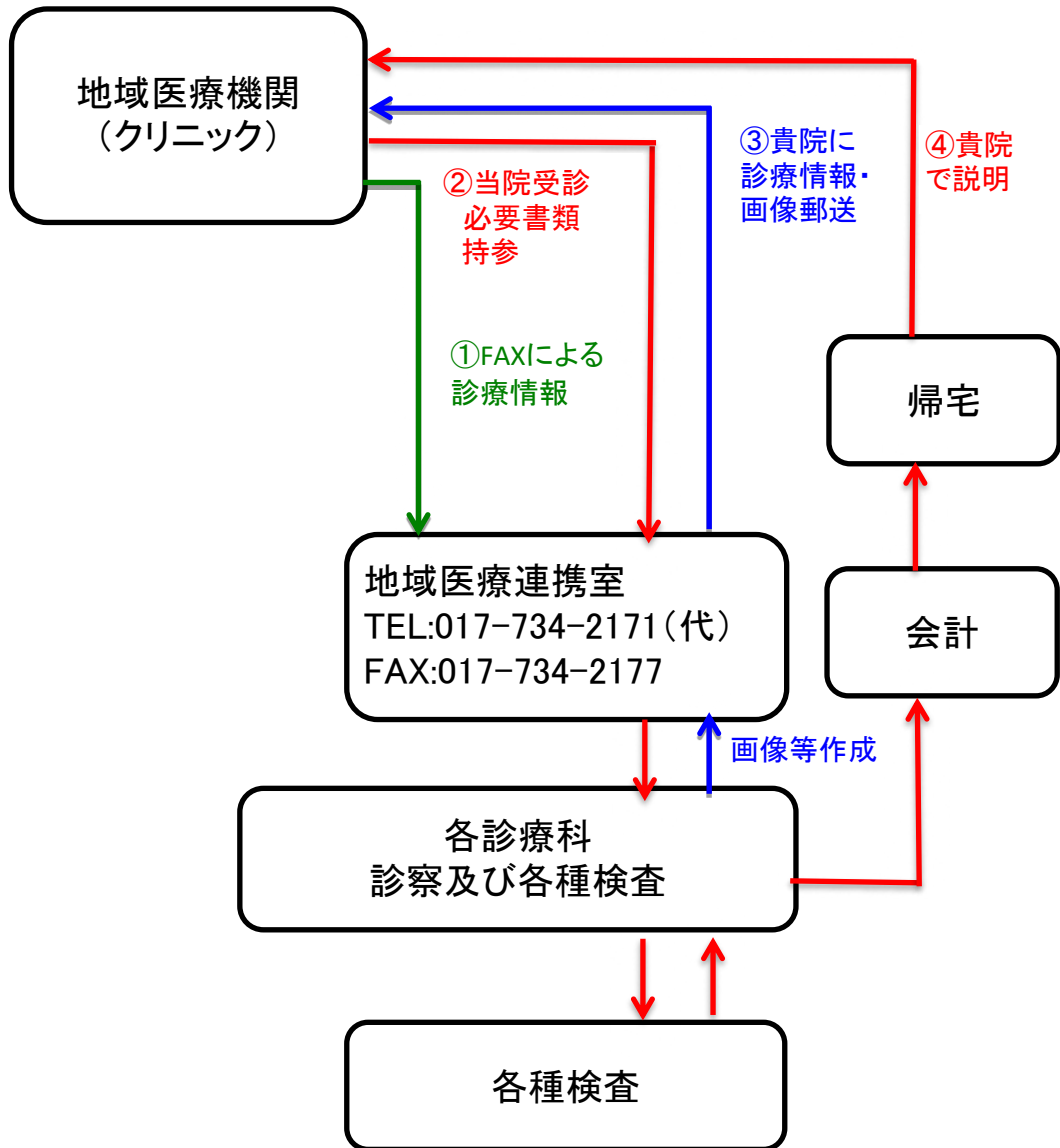
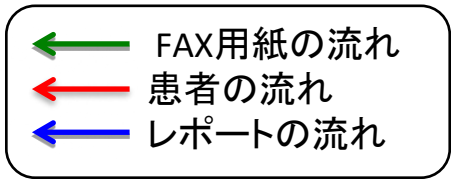
診療は全て自分で行うので、医療機器だけを利用したい。

③ 医療機器の共同利用申し込み（9、10ページ参照）

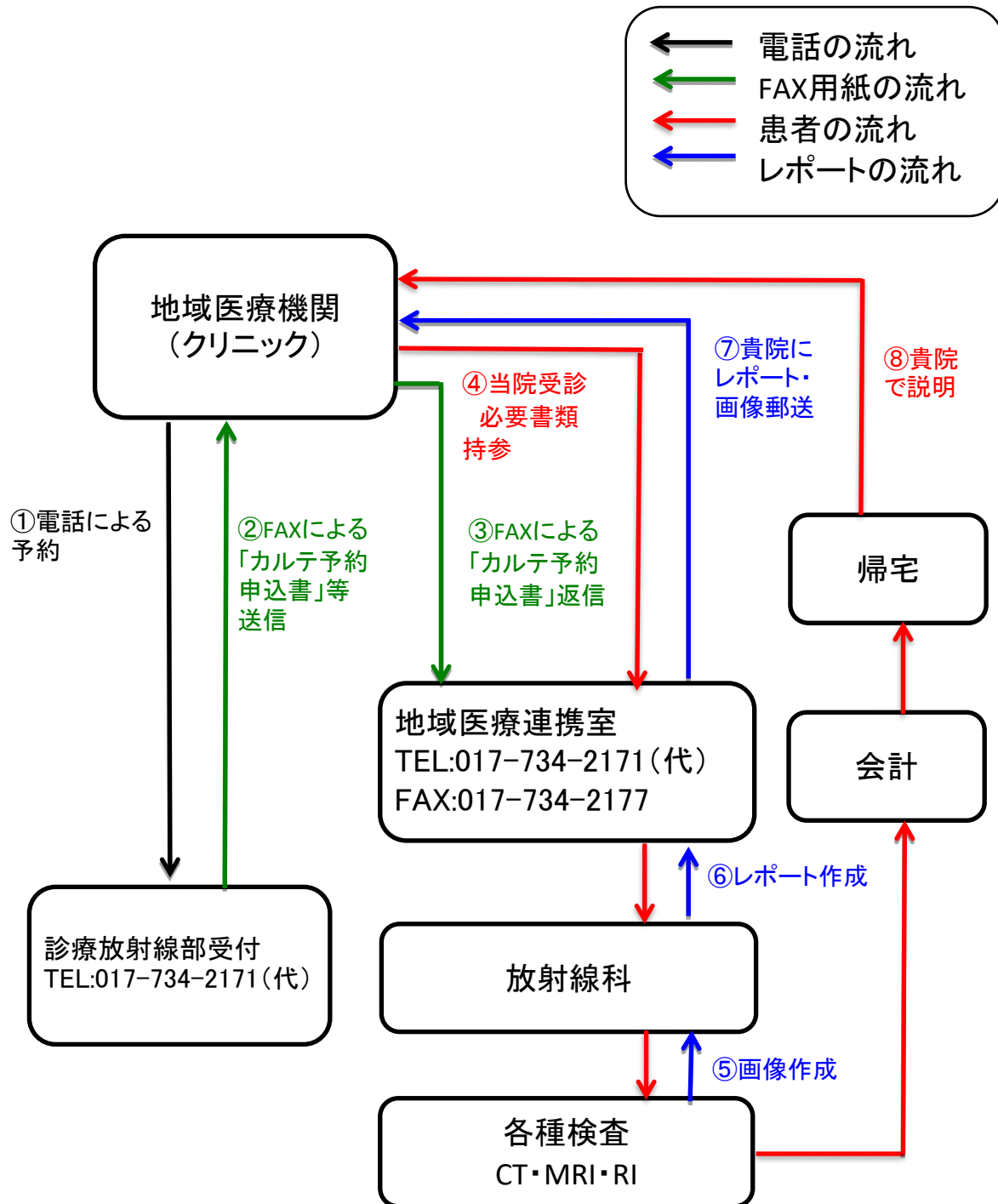
- ・医療機器の共同利用のみをご利用いただく場合です。
当院から紹介された患者様の経過観察などにもご利用ください。
- ・放射線診断専門医による読影は行いません。読影が必要な場合は②からお申込みください。
- ・CTは単純撮影と冠動脈撮影、MRIは単純撮影のみとなります。そのほかの場合は②からお申込みください。
- ・一般撮影は以下の撮影に対応いたします。
乳房撮影、歯科撮影、顎関節撮影（開閉口・オルビタラムス法）
- ・骨塩定量測定は測定結果のみとなります。測定は15時から17時となります。
- ・診療放射線部へ予約いただきます。
- ・当院から患者様へ検査結果の報告はいたしません。
検査結果は後日、登録医療機関へ郵送いたしますので、貴院より患者様へ結果報告していただきます。
- ・患者様への請求は、登録医療機関から行ってください。

①②③の申込は、それぞれ様式が違いますので、ご登録いただいた後、共同利用申し込み時にあらためてご案内いたします。

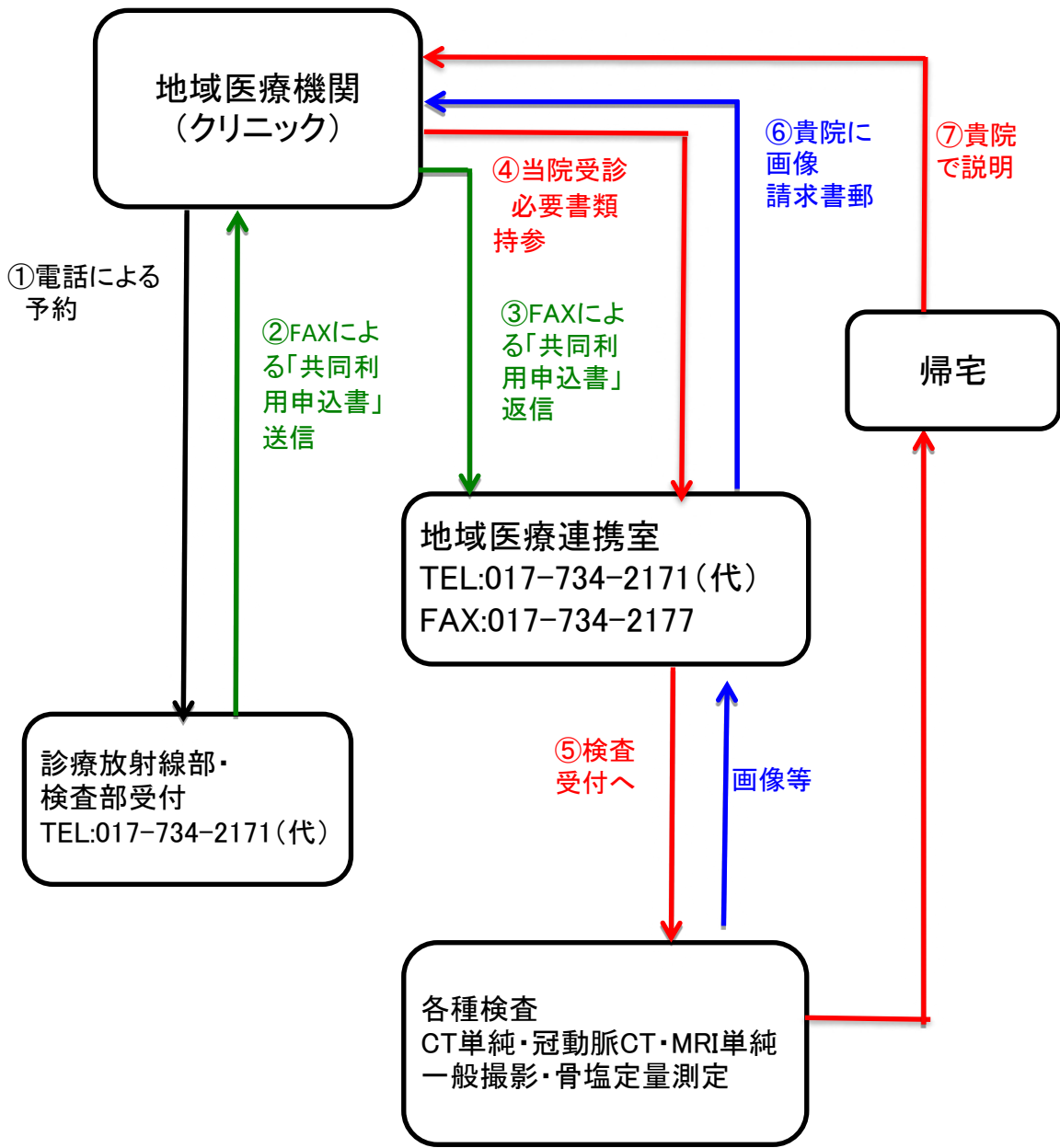
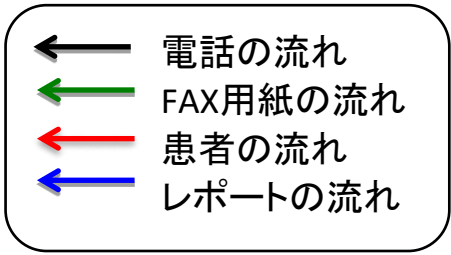
① 診療予約申し込み



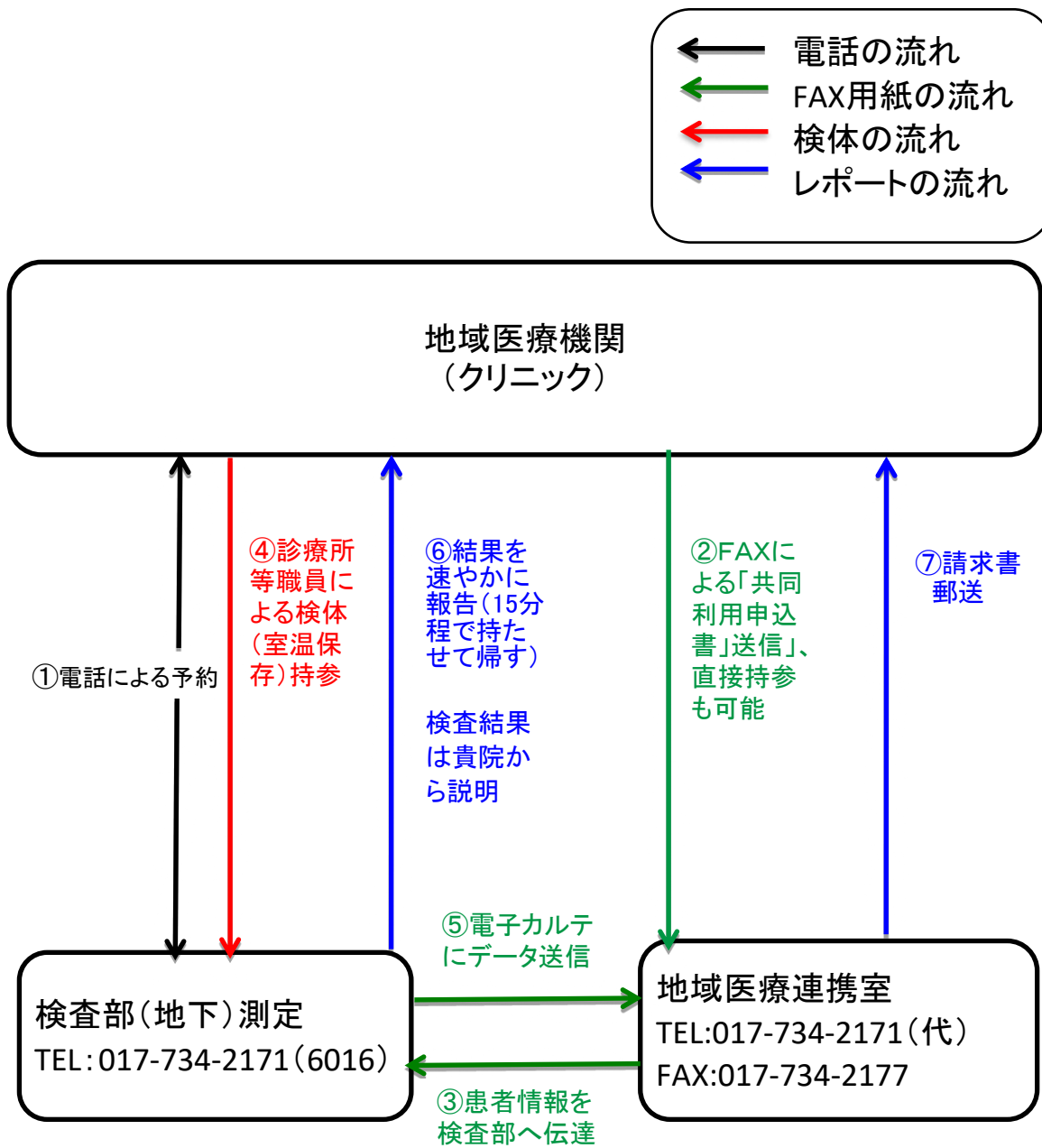
② CT・MRI・RI等の検査と放射線科診療(読影)の申し込み



③ 医療機器の共同利用申し込み(CT・MRI・RI検査等)



③ 医療機器の共同利用申し込み(血液ガス分析検査)



7 研修参加型共同利用（研修会）

（1）はじめに

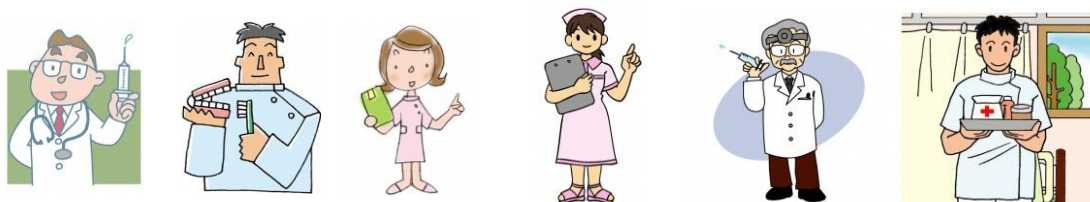
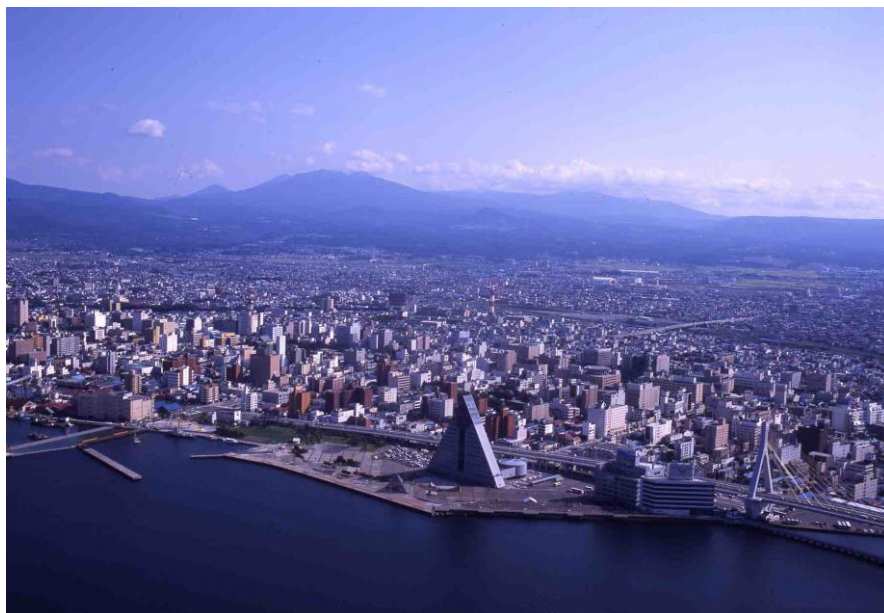
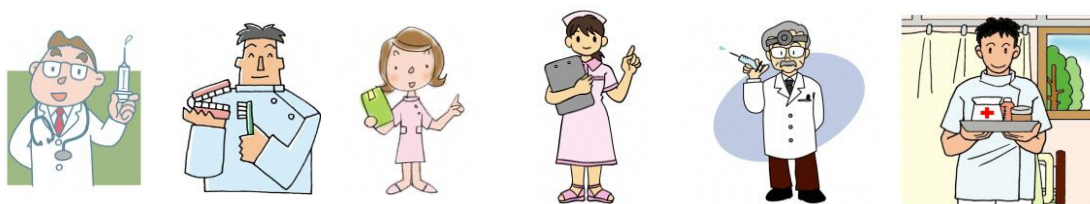
病院の行う研修会・研究会を広く地域の医療従事者に開放して、共に研修・研究を進め地域の医療従事者の資質の向上を図ります。

（2）対象研修会・研究会と利用対象者

当院で地域の医療従事者に公開する研修会・研究会を地域医療機関にお知らせします。研修会・研究会への参加のための事前の登録は必要ありません。

（3）利用時の手続き

当該共同利用制度による研修会・研究会を利用する地域の医療従事者は会場受付において利用簿に必要事項を記入してください。



8 別紙（様式）

※様式については、適宜見直しを行うこととしておりますので、変更する場合があります。
その際には、後日改めて通知させていただきます。

共同利用制度登録申請書

令和 年 月 日

青森市民病院長 様

利用医師等登録制度に関する要領第2条の規定に基づき、共同利用制度を利用する医療機関としての登録を申請します。

登録する医療機関	所在地	〒		
	医療機関名			
	開設者氏名			
	(フリガナ) 代表者氏名	印		
	主たる診療科			
	電話番号			
	FAX 番号			
登録する共同利用 制度の類型	医療機関	<input type="checkbox"/> 紹介患者診療型共同利用 ※□にチェックしてください <input type="checkbox"/> 医療機器利用型共同利用 ※□にチェックしてください		
共同利用制度を利用する医師の氏名及び診療科名 ※病院等で複数医師の登録を必要とされる場合は、空欄にさせていただき、名簿等で代替していただければ結構です。	(フリガナ)	生年月日		
	1	年 月 日	(診療科名)	
	(フリガナ)	生年月日		
	2	年 月 日	(診療科名)	
	(フリガナ)	生年月日		
	3	年 月 日	(診療科名)	
	(フリガナ)	生年月日		
	4	年 月 日	(診療科名)	
登録医の 写真	1	2	3	4
	(注) 登録医の写真については、申請時にお送りいただく他、 <u>ご利用日まで(当日含む)</u> に青森市民病院で撮影可能です。			
	※病院事務処理欄			

青 森 市 民 病 院
連携医療機関 登録証

〇〇〇〇医院・クリニック

院長 〇〇 〇〇 様

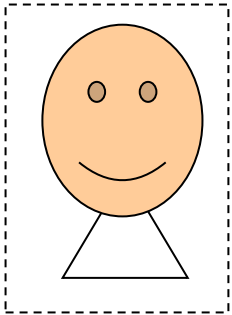
貴院が青森市民病院の連携医療機関であることを証します。

青森市民病院は地域医療支援病院として、
貴院と連携して地域医療の推進に努めます。

令和 年 月 日

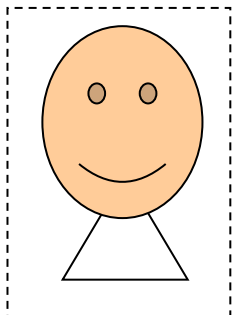
青 森 市 民 病 院

院 長 〇 〇 〇 〇



青森市民病院
AOMORI. CITY. HOSPITAL

登録医証
(登録番号 0001)
〇〇〇〇医院
あおもり たろう
青森 太郎



青森市民病院
AOMORI. CITY. HOSPITAL

登録医証
(登録番号 0002)
〇〇〇〇クリニック
あおもり はなこ
青森 花子

9 資料

青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、青森市民病院（以下「市民病院」という。）が地域医療支援病院として実施する共同利用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市民病院が二次保健医療圏青森地域の医療従事者に施設・機器を開放し、それらを共同利用することにより、診療や研修の機会を提供し、地域の医療機関とさらなる連携の下に住民に良質な医療を提供すること及び地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

(共同利用制度)

第3条 次に定める三類型の共同利用制度により運営する。

- 一 紹介患者診療型共同利用
- 二 医療機器利用型共同利用
- 三 研修参加型共同利用

(利用医師等登録制度)

第4条 第3条第1項第1号及び第2号に定める共同利用制度については、事前に医療機関及び医師の登録を必要とする。

(各制度の要領等)

第5条 第3条に定める共同利用制度及び第4条に定める登録医制度の実施にあたっては、別に定める。

(報酬等)

第6条 目的に鑑み、別に定めるものを除いて、登録医に対する報酬等は支給しない。

(事故)

第7条 別途協議の上、対応する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要項は、平成24年6月21日から実施する。

利用医師等登録制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(事前登録)

第2条 研修会への参加を除いて施設・機器の利用に際しては、事前に登録を必要とする。

(登録名)

第3条 紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関及び医師名を登録する。

(登録の対象医療機関)

第4条 原則として二次保健医療圏青森地域にある全医療機関とする。

(登録の申請)

第5条 共同利用制度を利用するために登録を行おうとする医療機関は、共同利用制度登録申請書(別記様式)により院長に申請を行うものとする。

2 院長が審査し承認した場合は、共同利用制度登録機関名簿に医療機関名及び医師名などを登録して当該医療機関へ連携医療機関登録証を送付する。

(登録医証の発行)

第6条 共同利用制度登録機関名簿に登録された医師(以下「登録医」という。)には登録医証を発行する。

(登録有効期間)

第7条 登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、医療機関からの申し出がない限り次年度以降において毎年更新する。

(情報の共有)

第8条 登録医は当院に紹介した患者に関して、その患者の診療に資するために当院主治医と共に情報を共有することができる。

(登録内容の変更・辞退)

第9条 登録内容に変更あるいは辞退の場合は、登録医療機関の代表者は速やかに院長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。

紹介患者診療型共同利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域医療機関から紹介され入院した患者の診療について、院内主治医は紹介医の立場を尊重し、紹介医から情報を収集し、共同診療により当該患者について検討及び指導を進め、退院後のかかりつけ医による診療への円滑な連携につなげるとともに当該患者へのよりよい医療の提供を目指すことを目的とする。

(利用できる対象者)

第3条 当該共同利用制度を利用できる医療従事者は登録された医療機関の登録医とする。

(事前申し込み)

第4条 制度を利用する登録医は、院内主治医と事前調整の上、地域医療連携室へ申し込みを行うものとする。

(共同利用のための病床)

第5条 共同利用病床は原則として5階東病棟とする。

(共同診療準備及び責任の所在)

第6条 共同診療日において、登録医は地域医療連携室において登録医証を受け取り、持参した白衣の胸に付けて共同診療を行うこととする。また、診療にあたって、指示等は院内主治医の責任において行うものとする。

(共同利用後の報告)

第7条 共同利用を行った登録医は、当日の共同利用業務終了後、地域医療連携室備え付けの報告記録簿に必要な事項を記入するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。

(附則)

この要領は、平成27年1月22日から実施する。

医療機器利用型共同利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 青森市民病院（以下「市民病院」という。）が有するCT・MRIなどの検査機器を共同利用することで、地域完結型のよりよい医療の提供を目指すことを目的とする。

(事前申し込み等)

第3条 医療機器利用型共同利用に際して、登録医療機関は事前に診療放射線部又は臨床検査部へ電話で予約をし、共同利用申込書により申し込みを行う。

(受付)

第4条 患者は指定された時間に地域医療連携室において受付を行う。

(検査報告)

第5条 検査結果資料は、後日、登録医療機関へ郵送する。

(会計処理)

第6条 市民病院は、検査にかかった費用について登録医療機関に請求を行い支払いを受けることとする。登録医療機関は、市民病院から送付された内容に基づき患者及び健康保険事務所等へ請求することとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。

研修参加型共同利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項第5条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 病院の行う研修会及び研究会を広く地域の医療従事者に開放して、共に研修及び研究を進め地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

(対象研修会・研究会と利用できる対象者)

第3条 当院で地域の医療従事者に公開しようとする研修会及び研究会を地域医療機関に周知する。なお、研修会・研究会への参加のための事前の登録は不要とする。

(利用時の手続き)

第4条 当該共同利用制度による研修会・研究会を利用する際は利用簿に必要な事項を記入することとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年6月21日から実施する。

青森市民病院地域医療連携推進協議会実施要項

(目的)

第1条 この要項は、住民が身近な医療機関で病状に応じた適時・適切な医療を受けられるよう、各医療機関がそれぞれの機能の分担と連携を図り、継続性のある一貫した医療を提供すること（以下「医療連携」という。）が求められているなかで、二次保健医療圏青森地域の中核的基幹病院としての青森市民病院（以下「市民病院」という。）が果たすべき役割等について、医療関係者等から広く意見を聴取することにより、当該地域における医療連携の推進を図り、もって良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資することを目的とする。

(委員)

第2条 市民病院長（以下「院長」という。）は、別表に掲げる関係機関に属する者のうちから11名以内の委員を指名し、当該委員から二次保健医療圏青森地域における医療連携に係る市民病院の役割等について意見を聴取するものとする。
2 前項の規定により指名された委員は、院長が指定する日まで、当該委員として活動するものとする。

(協議会の開催等)

第3条 院長は、前条第1項の規定による意見聴取について委員を一堂に会し実施する

(協議会の運営)

第4条 協議会には、委員のほか、市民病院職員が出席するものとする。
2 協議会は、市民病院職員がその進行役を務めるものとする。
3 協議会は、概ね次に定めるところにより進行するものとする。
(1) 市民病院職員からの協議会趣旨説明
(2) 委員からの意見聴取及び委員と市民病院職員との質疑応答
(3) 市民病院職員からの説明等

(庶務)

第5条 協議会に関する庶務は、市民病院地域医療連携室において処理する。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、協議会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、平成24年6月21日から実施する。

(附則)

この要項は、平成27年1月22日から実施する。

(附則)

この要項は、平成28年8月1日から実施する。

別表（第2条第1項関係）

区 分	人 数
連携医療機関	5名以内
青森市医師会	1名
青森市歯科医師会	1名
東青地域県民局地域健康福祉部保健総室（東地方保健所）	1名
青森市保健所	1名
青森市	1名
青森市民病院	1名

青森市民病院教育委員会設置要項

(目 的)

第1条 第1条 青森市民病院の質の向上を図るため、毎年度に教育方針を策定し全職種を対象とした組織的な教育の計画・実施を図ること、並びに青森地域保健医療圏の医療従事者の資質の向上を図るため、青森市民病院教育委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 学術的講演会等の開催に関する事。
- (2) CPCに関する事。
- (3) 倫理面での教育に関する事。
- (4) 医療安全管理委員会からの提案を受け組織的な防止体制の検討に関する事。
- (5) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関する事。
- (6) その他、院内教育に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2. 委員長は院長とする。
3. 副委員長は副院長とする。
4. 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 院長
 - (2) 副院長
 - (3) 心臓・血管センター長
 - (4) 医療局長
 - (5) 薬剤長
 - (6) 診療放射線技師長
 - (7) 臨床検査技師長
 - (8) 副看護局長又は看護師長
 - (9) 事務局次長
 - (10) 事務局職員
5. その他、委員長が特に必要と認める者。

(会 議)

第4条 委員会は委員長が招集する。

2. 委員会は原則として年2回程度定期的を開催する。
3. 委員長は会議を統括し、会議の議長となる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
5. 委員長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事 務 局)

第5条 委員会の事務局は、事務局に置くものとする。

(そ の 他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

【問合せ先】

青森市民病院

住 所 〒030-0821
青森市勝田1丁目14番20号

TEL 017-734-2171 (代表)

○地域医療連携室 (内線 7124)

FAX 017-734-2177
(平日8:00~17:00)